

不登校対策検討委員会報告書

不登校対策検討委員会

【目次】

I	はじめに	P1
II	仙台市における不登校児童生徒等への支援事業についての基本的な視点	P2
	1 基本的な視点①【児童生徒に関して】	P2
	2 基本的な視点②【保護者に関して】	P2
	3 基本的な視点③【関係機関（団体）に関して】	P3
III	提言	P3
	1 仙台市適応指導センターのあり方	P3
	（1）センターの目的・機能	
	（2）センターの名称	
	（3）教育支援事業	
	（4）サポート体制事業	
	2 校内支援体制の整備	P6
	（1）中学校ステーションの拡充	
	（2）小学校ステーションの導入	
	（3）学校における専門的機能の連携	
	3 ICTの活用	P6
	（1）ステーション・別室での活用	
	（2）教員への支援	
	（3）現行の支援に結びついていない児童生徒への対応	
	4 学びの多様化学校・フリースクール等の民間施設との連携	P7
	（1）情報共有	
	（2）ケース会議への参加	
	（3）経済的支援	
	（4）不登校児童生徒の学びの場の拡充	
	5 その他	P8
	（1）不登校対策評価委員会（仮称）の設置	
	（2）義務教育終了後の支援	
	（3）特別支援学級在籍児童生徒及び発達障害等がある不登校児童生徒への支援	
	（4）校内における個別支援の充実	
	（5）家庭との連携	
	（6）教育委員会のバックアップ	
	参考資料	
	1 不登校対策検討委員会開催状況	P10
	2 不登校対策検討委員会設置要綱	P11
	3 ヒアリング調査の結果	P12
	4 不登校対策検討委員会 委員名簿	P15

I はじめに

前回の不登校対策検討委員会の提言（平成 31 年 3 月）から 5 年が過ぎ、その間にわが国の不登校の状況は大きく様変わりをしている。全国の不登校児童生徒数はかつてないほどの急増傾向を示しており、仙台市も例外ではない。こうした状況を受けて令和 5 年 5 月に開催された第 1 回不登校対策検討委員会において、教育長から仙台市における不登校対策について検討するよう指示をいただいた。児童生徒や保護者の皆様、その他の関係者のお力添えを得ながら、8 名の委員で検討を重ねて本報告をまとめることができた。あらためて感謝申し上げます。

本委員会のスタートに先立つ令和 5 年 3 月に文部科学省から「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）が示された。そこにはチーム学校、個別最適な学び、学びの多様化、学びの場や居場所の確保など、重要なキーワードが挙げられている。本市ではすでに取組が進んでいるものもあるが、本報告書の内容にもそうした基本的な視点を反映させることができたと考ええる。

今回の報告書に盛り込まれた提言内容は、現時点における教育環境の状況を踏まえながらその改善を目指すものであり、その意味で日々変化する状況を見定めながら、今後も継続的に検討を重ねていくべきものと考えなければならない。すべての児童生徒が安心して生き生きと学ぶことができる新しい教育環境を実現するための第一歩と位置付けていただければ幸いである。

令和 6 年 3 月 2 6 日

不登校対策検討委員会委員長 佐藤 静

Ⅱ 仙台市における不登校児童生徒等への支援事業についての基本的な視点

1 基本的な視点①【児童生徒に関して】

- ◎「不登校児童生徒等の思いや心の状態をしっかりと受け止め、その気持ちに寄り添いながら、休息等も含む多様なニーズに応じた学びの場や支援の機会の充実を図るべきであること」

【考え方】

不登校児童生徒（年間30日以上欠席）の数のみにとらわれることなく、また、学校に復帰させることだけを目標・目的とせず、個々の児童生徒のペースや状況に沿った多様なニーズに応じて、社会的自立¹に向けた力を育む機会を創出していくという長期にわたる視点が重要である。中心的な教育の場である学校を、現代の子どもたちにとってより過ごしやすく、魅力的な場所にしていくための継続的な改善を基本的な前提としながら、他都市における好事例の取組やデジタル技術の活用なども含めて、広い視野の下に取組の充実を図っていくべきである。

また、不登校児童生徒だけに限らず、学校への通いづらさを感じている児童生徒を含めて支援の対象として把握しながら、必要な対策を講じる視点も欠いてはならないものとする。

2 基本的な視点②【保護者に関して】

- ◎「保護者の不安や困り感を受け止めながら、様々な保護者の状況に応じた寄り添いの姿勢と支援の取組を具体的に示すべきであること」

【考え方】

我が子が学校への通いづらさを示したときの保護者の不安や困り感は大きく、支援の取組の根底には保護者の状況や気持ちに寄り添う姿勢が不可欠であるとする。不登校の状態に応じて学校内では、教職員と協働しながらスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援する。また、学校内外のホームページや相談窓口などに関して具体的な相談先や相談方法について、広く、確実に届けることが重要であり、「分かりやすさ」や「親しみやすさ」を重視しつつ、より相談しやすい環境を構築する必要がある。

社会的自立¹

社会的自立については、2005年に内閣府から出された「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会報告」に、次のように示されている。

《報告抜粋》

『社会的自立とは、職業的・精神的・経済的自立とあわせて、日々の生活や社会に関心を持って公共に参画しているかどうかなど、多様な側面を含むもの』。

なお、当報告では「人々の生活様式や価値観が多様化した現代の我が国においては、自立の在り方は一様ではないこと」など、補足的な見解も示されている。

3 基本的な視点③【関係機関（団体）に関して】

- ◎「対応や支援に関する知見や方法、さらに社会的な資源開発などといったソフトやハードの両面における関係機関との連携の充実と具体的な支援策を検討すべきであること」

【考え方】

不登校児童生徒が増加の傾向を示し続けている状況の中、行政単体あるいは民間団体単体での対応や支援が困難となってきた。行政と民間団体がそれぞれに有する知見やノウハウを相互に情報交換し合いながら、新たなツールや人材といった資源を開発、確保することにより、義務教育終了後の支援も含めて持続的・長期的な支援が可能となるものと考えられる。

Ⅲ 提言

これまで不登校対策検討委員会を8回開催して協議を進めてきた内容及び不登校の児童生徒やその保護者、学校関係者、民間施設担当者等に対するヒアリング調査の内容を踏まえ、本市の今後の不登校支援に関する提言を以下のとおりまとめた。

1 仙台市適応指導センター（以下センターという）のあり方

（1）センターの目的・機能

①目的について

Ⅱの1で述べたように、現代における不登校児童生徒等への支援のあり方としては、「学校生活への自発的な復帰を促すこと」から「社会的自立に向けた支援」という観点の変更が求められる。その観点から、現行の条例等の規程を改めて洗い直し、時代の要請に応じた必要な見直しを検討すべきである。

②機能について

不登校児童生徒等の支援のみではなく、保護者や学校に対する支援機能及び民間機関との連携機能等を担うなど、支援活動の中心的（ハブ的）機能を有することが望まれる。

（2）センターの名称

①名称に係る検討について

「適応指導」という言葉は、学校復帰を重視した「学校への適応」の意味合いが強く感じられることから、Ⅱの基本的な視点を踏まえた名称の変更が必要と思われる。また、新しい名称については、支援を受ける側の視点も含めることが望ましい。ただし、国が示している名称（「教育支援センター」）とかけ離れた名称にした場合、仙台市民及び他都市からの転入者などが施設の機能や位置付けをイメージしにくくなる可能性などもあることから、その点にも留意が必要である。なお、これまで使用していた「児遊の杜」や「杜のひろば」という愛称は、本市独自のものとして現在まで長年親しまれて認知されてきたことから、今後も残していくべきものと考えられる。

(3) 教育支援事業

①訪問対応（現在は週 1 回 1~2 時間程度実施）について

家庭からの外出が難しい児童生徒のニーズに応じて柔軟に対応を図るためには、利用回数や時間の増加・延長が必要であり、それに応じた必要かつ適切な人員の配置を行うことが必要と考えられる。

②個別対応（現在は週 1 回 2 時間程度実施）及び小集団対応（現在は週 5 日 9 時半～15 時に実施）について

児童生徒が学びたいときに学ぶことができるように柔軟な対応を図るためには、利用回数や時間の増加・延長や個別・小集団の選択の柔軟さなどが必要であり、それに応じた必要かつ適切な人員の配置を行うことが必要と考えられる。

③新たな対応（オンライン・ICT等の活用）について

支援が届きにくい状況にある児童生徒や保護者が、支援の窓口や関係機関等とつながるきっかけを作るための手段を構築していく必要がある。オンラインやICT等の手段により、他者とつながりやすくなる例があることなどを踏まえると、デジタル技術を活用することにより、関係機関や他者とつながる有効なきっかけや手掛かりとなり得るものと期待される。

④年度末・年度始における入級手続き等に関する対応について

不登校児童生徒等に早期にかつ効果的な支援を継続的に行うためには、受け入れ時期を学校の開校時期にできるだけ合わせる必要があり、それに応じた入級手続きの見直しや必要かつ適切な人員の配置を行うことが必要と考えられる。

⑤受け入れ手続きについて

現在、申し込みから結果通知まで約 3 週間程度かかっている。児童生徒のニーズに応じて迅速かつ柔軟な対応を図るためには、一連の手続きを簡素化する必要がある。

⑥支援プログラム等の研究・開発について

不登校児童生徒等への支援を効果的に行うためには、より適切な支援プログラムや教材等の提供や工夫が不可欠である。センターは支援の専門機関としてその研究・開発に取り組むことが求められ、それに応じた必要かつ適切な人員の配置とともに、大学等の教育研究機関や民間施設などとの連携が必要である。

⑦支援プログラム等の提供や共有について

現在、センターで行っている支援プログラムや教材、また、上記で開発した支援プログラム等について、杜のひろば²や学校の別室³、ステーション⁴に提供するなどして、共有を図りながら、支援内容の充実を図る必要がある。また、民間施設に対してそれらの活動プログラムや教材、手法等について情報提供が可能となるように整えておくとともに、民間施設から提供される有効な支援プログラム等の共有を図る体制を整えることが必要である。

杜のひろば²

仙台市適応指導教室の愛称。現在仙台市に 8 か所あり、小集団対応や個別対応などの支援を行っている施設。

別室³

自分のクラスに入りづらさを感じている児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる校内の居場所。

ステーション⁴

在籍学級外教室の名称を「ステーション」として、専任の担任教諭を配置している。

(4) サポート体制事業

①学校支援事業（学校の別室支援・教員研修支援等）について

学校における別室支援については、適切な人的配置やノウハウの伝授などの役割と機能を強化していくことが必要と考えられる。また、学校や教員によっての対応に差異が生まれないようにするために、教員への研修のあり方や教員からの相談の受け入れ方について検討を進めていく必要がある。

②不登校相談事業（来所相談・電話相談・メール相談等）について

保護者の中には、平日の限られた時間に来所相談をすることが難しく、状況によっては電話での相談も難しいケースなども想定される。また、学校への通いづらさ等が見られた初期の段階から利用できるように、いつでもどこからでも気兼ねなく相談できる窓口として、よりアクセスしやすいホームページ等の工夫・改善などが必要である。

③保護者支援事業（親の会：現在は月2回開催、出前親の会：随時）について

親の会における保護者の交流の促進や、卒業生の親の会を実施するなどして、義務教育終了後の支援や卒業後の社会的自立の見通しなども図れる保護者支援事業が必要である。

④関係機関との連携事業について

児童生徒の多様なニーズに応じていくために民間施設を利用している家庭への経済支援や民間施設への対応のノウハウの提供などをより充実させていく必要がある。また、不登校支援ネットワーク事業⁵については、現行の取組を充実・継続していく必要があり、義務教育終了後の継続的支援についても諸機関と連携しながら取り組んでいくことが重要である。

⑤ハートフルサポーター⁶事業（教育相談や自然体験活動等）について

現行の取組を継続し、今後も児童生徒や保護者のニーズに応じて適切かつ有効に運営していくことが望まれる。

⑥ボランティア養成・活用事業による杜のひろば支援・親の会サポートについて

現行の取組を継続し、今後も児童生徒や保護者のニーズに応じて適切かつ有効に運営していくことが望まれる。また、学校にボランティア学生を派遣するなどして、別室支援のサポートについても検討していくことが望まれる。

⁵不登校支援ネットワーク事業

不登校問題は社会全体で取り組むべき課題と考え、市民・大学・企業・行政などがそれぞれの特性を生かしながら、相互にパートナーとして融合し、一体となって不登校の児童生徒や保護者を支援する仕組みづくりを行う事業。平成16年から現在まで継続。

⁶ハートフルサポーター

不登校児童生徒や保護者を支援するためにつくられた教職員によるボランティア団体

2 校内支援体制の整備

(1) 中学校ステーションの拡充

中学校への在籍学級外教室「ステーション」の設置（現在市立全中学校 64 校のうち 25 校に設置）により、生徒にとって安心して学校で過ごせる居場所が確保され、教室に入りづらさを感じている生徒の「居場所」や「学びの場」として機能している。さらに、学校生活における活動意欲を高めるなどの効果が見られ、今後、全校設置を目指しながら、積極的に進めていくことが必要であると考え。さらに、教育委員会の担当者による校内の設置場所や運営状況の確認や、ステーション担当者同士の情報共有の場の設定、ステーション担当者及び他の教職員の研修などを行うなど、より効果的な支援体制作りを進めていくことも重要である。なお、現時点でステーションを設置していない中学校においても別室対応を充実させるなど、児童生徒の状況に応じた居場所づくり等に努めるべきである。

(2) 小学校ステーションの導入

小学校での不登校児童が年々増加している。中学校にステーションを設置し、効果が見られることから、小学校にも在籍学級外教室「ステーション」を設置する必要があると考える。小学校ステーションについては、居場所となる教室環境の工夫や登校しやすい校内の配置、保護者の待機場所、活動内容等について、発達段階に応じて個々の児童のニーズに応える工夫をしていくことが必要である。また、担任教諭を置くことにより、学校に通いづらさを感じている児童の「居場所」や「学びの場」としての機能を高めるとともに、教育的支援における安定的運営を図ることができると期待される。運営にあたっては、校内の協力体制を整えて、複数の教員でチームを組んで運営するなどの工夫が求められる。

(3) 学校における専門的機能の連携

日々の教育相談やステーションの運営、別室支援を行うにあたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したり、特別支援学級の担任や通級指導教室⁷の担当者、養護教諭等と連携したりすることは、学校における専門的機能の連携的な相乗効果を高め、より効果的な支援を進める上で重要であると考え。

3 ICTの活用

(1) ステーション・別室での活用

デジタルソフト教材や教室の授業配信等を提供するだけでは児童生徒の取組や学習意欲が続かず期待した結果が得られないなどの懸念があることから、ICTの活用には、オンライン上で双方向の対面的関わりを持つなど、必要に応じて対人的手法を取り入れるなどの創意工夫が必要である。また、ステーションや別室、自宅でも利用できるように配信内容や配信方法について検討していく必要がある。

(2) 教員への支援

ICTを活用した相談の仕組み作りやアプリを活用したアセスメントなど、教員のニーズに応じた支援体制を整えることで、不登校の支援に効果があると考えられる。また、ICTを活用した不登校児童生徒への支援のあり方などについて教員を対象とした研修を行うことにより、どの学校でも格差のないICTによる支援が可能になると考える。

⁷ 通級指導教室

通常学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、週に1回程度特別な指導を行う教室。

(3) 現行の支援に結びついていない児童生徒への対応

対人面に困難があるなどの理由により、どこからも相談支援や学習支援等の支援のない児童生徒が、家庭以外の学びの場や相談の場とつながるきっかけを作るといふ視点で仮想空間を利用することは、児童生徒に安心感や興味関心を持ってもらえるなど有効な面があると考えます。また、仮想空間を利用することは、登校が困難な児童生徒にとって「学びの場」や「居場所」を探したり考えたりする際の選択肢が増えるメリットがあると考えます。ただし、仮想空間は、支援やつながりのきっかけ作りには使えるツールのひとつであると考えられることから、目的や内容とともに運用方法等について十分な検討を行った上で導入する必要がある。

4 学びの多様化学校・フリースクール等の民間施設との連携

(1) 情報共有

児童生徒の多様なニーズに応じるため、学びの多様化学校やフリースクール等の民間施設などの情報を学校と共有することは重要である。情報共有の場⁸の設定や学校との橋渡しなど、必要に応じてセンターがその役割を担うことで、情報収集や学校への情報提供が円滑に行われると考える。

(2) ケース会議への参加

学校においてフリースクール等に通う児童生徒のケース会議を行う際、フリースクール等の担当者を交えて意見交換等を行うことは必要かつ有効であると考えますが、その際に、各学校の不登校支援コーディネーター⁹やセンター職員などがつなぎ役や窓口になることで連携がしやすくなると考える。また、学習面の評価については、学校とフリースクール等の民間施設双方の情報を基に評価方法を工夫する必要がある。その点からも学校と民間施設等の連携と協力が必要であると考えます。

(3) 経済的支援

センターやフリースクール等の民間施設を利用している児童生徒の家庭の負担等を考えると、保護者のニーズやフリースクール等の現状、国の動向などを踏まえて、交通費や利用料などの具体的な経済的支援のあり方や方法について検討し、積極的に支援をしていく必要があると考える。

(4) 不登校児童生徒の学びの場の拡充

個々の児童生徒の多様なニーズに応じるため、児童遊の杜や杜のひろばなどの公共の施設の充実、フリースクール等の民間施設との連携、自宅でのオンライン活用支援、学びの多様化学校など、行政と民間との連携や協働による多様な学びの場のあり方について検討していくことが望まれる。

情報共有の場⁸

(例) 校内で行うケース会議やケア会議。フリースクール・民間施設等情報交換会など

不登校支援コーディネーター⁹

不登校の未然防止と適切な早期対応の推進や学校間における情報共有等を行うため、各学校において不登校支援のコーディネート役として、校内で役割分担された教員のこと。

5 その他

(1) 不登校対策評価委員会（仮称）の設置

本提言で示した支援案を実現するために必要な支援プログラムや評価指標等の検討及び取組の進捗状況を確認するための組織「不登校対策評価委員会」（仮称）を設置して、今後の仙台市における継続的な不登校支援の一層の推進を図ることが必要である。

(2) 義務教育終了後の支援

センターとこども若者相談支援センター及びフリースクール等の民間施設が連携し、義務教育終了後の相談窓口の周知や支援の継続について、より一層推進していく必要がある。

(3) 特別支援学級在籍児童生徒及び発達障害等がある不登校児童生徒への支援

特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍している発達障害等がある児童生徒への支援については、一人一人の障害の特性にきめ細かく対応する必要があることから、支援の幅も広く、より高い専門性が求められる。これらを考慮し、発達相談支援センターや医療機関等とも連携しながら専門家を入れた開発チームなどで支援プログラム等を作成するなどして、センターや学校における支援等の取組に生かしていく必要がある。開発チームのあり方については今後検討していく必要がある。

(4) 校内における個別支援の充実

日々の集団生活の中で学習や対人面等に苦手さや困難さのある児童が学校に通いづらくなるケースが多く見られることから、特別支援学級やリソースルーム¹⁰の担当者や校内の特別支援教育コーディネーター¹¹と連携しながら、個々の児童生徒の実態やニーズに応じた継続的な支援を行い、生活面のスキルの習得や学習面の補填等とともに、心理的安定の基盤となる自己肯定感や安心感、自己効力感などを高めていくことは、学校における諸活動への動機づけを高め、学校生活面の安定化に大変有効であると考えられる。校内における専門的な個別支援機能を高めるために必要な人材の確保や、担当する教職員の力量の向上、設置する教室や場所の整備などの諸課題があるため、モデルになるような取組の事例などをもとに今後検討していく必要がある。

リソースルーム¹⁰

在籍学級以外で支援機能を持つ場所。必要に応じて個別的な指導が行える場所。

(例) 保健室、相談室、別室など。

特別支援教育コーディネーター¹¹

各学校における特別支援教育推進のため、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口を担う。各学校の校長が指名し、校務分掌に位置付けている。

(5) 家庭との連携

児童生徒の多様なニーズを的確に把握するためには、学校と家庭が連携しながら、児童生徒一人一人の困り感や悩みを把握し理解する必要がある。家庭と連携する際には、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や関係機関との連携などを検討する必要がある。

(6) 教育委員会のバックアップ

別室やステーションなどの校内の学びの場においては、エアコンやパーテーション、Wi-Fi 環境やオンライン教材の準備などの各種のハード面における基本的なインフラ整備が必要である。さらに、訪問相談員の派遣、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、児童生徒・保護者・教員や民間施設職員等を対象とした研修などのソフト面の整備が必要である。

これらについては学校単位で対応することは難しいところがあるため、教育委員会のバックアップが必要である。

不登校対策検討委員会開催状況

◇第1回委員会：令和5年5月12日

○委嘱状及び任命状交付。本委員会の設置目的について報告を受ける。委員長及び副委員長の互選を行う。調査検討依頼を受ける。本市の不登校の現状についての報告を受ける。

◇第2回委員会：令和5年7月3日

○不登校支援事業の新たな視点、適応指導センター事業について協議を行う。

◇第3回委員会：令和5年7月31日

○適応指導センター事業について協議を行う。

◇第4回委員会：令和5年9月4日

○1次報告書案について協議を行う。

◇第5回委員会：令和5年9月26日

○ヒアリングの実施、校内支援体制、ICTの活用、民間施設等利用の支援、学びの多様化学校、提言のチェック機能について協議を行う。

◇第6回委員会：令和5年10月12日

○ヒアリング、報告書の骨子案について協議を行う。

◇第7回委員会：令和6年1月24日

○報告書の素案について協議を行う。

◇第8回委員会：令和6年3月13日

○報告書案について協議を行う。

不登校対策検討委員会設置要綱

(平成29年12月11日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 仙台市における児童生徒の不登校の解決に向けて、的確かつ実効性ある対策を検討するため、不登校対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、以下に掲げる事項について調査検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 児童生徒の不登校の現状の分析
- (2) これまでの不登校対策（不登校になっている児童生徒への支援その他不登校に関する対策をいう。以下同じ。）の評価
- (3) 有効な不登校対策の提言
- (4) その他不登校対策に関すること

(組織等)

第3条 委員は、学識経験者、学校関係者、その他必要と認める者をもって組織し、委員は、教育長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は、委嘱、任命の都度、教育長が定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 会議は、原則公開とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員会は仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条各号に該当すると認められる事項を調査検討する場合にあっては、委員長が会議に諮って、会議を非公開とすることができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、委員長が必要と認めた者をもって構成する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育局学校教育部教育相談課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月11日から実施する。

附 則（令5.4・改正）

この要綱は、令和5年4月13日から実施する。

ヒアリング調査の結果

1 目的

本市における不登校児童生徒等に関する困り感や支援のあり方について状況を把握し、不登校児童生徒及び保護者に対する新たな支援のあり方や学校教育に関する提言内容を検討するための一助とすることを目的として、守秘や心のケアに留意しながら、ヒアリング調査を行った。

2 実施時期

令和5年11月1日～令和5年12月1日

3 対象者及び質問項目

	対象者	質問項目
①	ステーション利用生徒 (調査への協力に同意した)	・学習や学校生活のことで困っていること・希望したいこと ・どんな学習をしてみたいか。・そのほか何か伝えたいこと
②	児遊の杜利用児童生徒 (調査への協力に同意した)	・学習や学校又は施設利用のことで困っていること・希望したいこと ・どんな学習をしてみたいか。・そのほか何か伝えたいこと
③	民間施設利用児童生徒 (調査への協力に同意した)	・学習や学校又は施設利用のことで困っていること・希望したいこと ・どんな学習をしてみたいか。・そのほか何か伝えたいこと
④	児遊の杜 利用児童生徒保護者	・利用するにあたって困っていることや希望したいことはありますか。 ・どんな支援があるとお子さんにとってよいと思いますか。
⑤	民間施設 利用児童生徒保護者	・利用するにあたって困っていることや希望したいことはありますか。 ・どんな支援があるとお子さんにとってよいと思いますか
⑥	民間施設担当者	・不登校の児童生徒や保護者からどんなニーズがありますか。 ・不登校の児童生徒や保護者にどんな支援があるとよいと思いますか。
⑦	児遊の杜親の会 参加保護者(既卒者)	・当時何か困ったことや希望したかったことはありましたか。 ・どんな支援があればお子さんにとって良かったと思いますか。
⑧	不登校経験者	・当時どんなことに困っていましたか。 ・当時どんな支援があれば良かったと思いますか。
⑨	小学校別室担当・養護教諭	・不登校の児童や保護者からどんなニーズがありますか。 ・どんな支援(児童や教員に)があるとよいと思いますか。
⑩	中学校別室担当・養護教諭	・不登校の生徒や保護者からどんなニーズがありますか。 ・どんな支援(生徒や教員に)があるとよいと思いますか。
⑪	ステーション担任	・不登校の生徒や保護者からどんなニーズがありますか。 ・どんな支援(生徒や教員に)があるとよいと思いますか。
⑫	スクールカウンセラー	・不登校の児童生徒や保護者からどんなニーズがありますか。 ・どんな支援(児童生徒・保護者・学校に)があるとよいと思いますか。 ・どこにもつながっていない児童生徒の情報はありますか。
⑬	スクールソーシャルワーカー	・不登校の児童生徒や保護者からどんなニーズがありますか。 ・どんな支援(児童生徒・保護者・学校に)があるとよいと思いますか。 ・どこにもつながっていない児童生徒の情報はありますか。

※ヒアリング対象者合計：37名

4 ヒアリング結果

	利用児童生徒	保護者・教員・経験者・SC・SSW
ステーションに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・とても楽しい。 ・友達と話が広がるようになった。 ・とても居心地が良い。 ・コミュニケーションが取れるようになった。 ・学校に通えるようになった。 ・個に応じた学習支援があるとよい。 ・カリキュラムを自由に選択できるとよい。 ・在籍学級の情報がほしい。 ・自習の際に取り組みの学習があるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品などの予算があるとよい。
適応指導センターに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・他の杜のひろばとの交流がもっと盛んにできるとよい。 ・体を動かせる場所が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の心に寄り添った支援をしてもらい、小さな成長も認めてもらっていることに感謝している。 ・本人なりの頑張りやステップを踏んでいる状況を学校にも伝えて橋渡しをしてもらっている。 ・安心して通えるところになっている。 ・個別対応の場合、週1回2時間は物足りないときもある。もっと活動したいときの時間や回数の選択があるとよい。 ・親の会の案内については、どんなことが話題になるのか、何となく紹介があると参加しやすくなるかもしれない。 ・学校訪問対応相談員の増員と、相談員の支援方法等について教員が共有できるとよい。
民間施設に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・家から出ることができるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の同年齢集団とは異なり、異年齢集団の活動を通して縦のつながりができる。 ・様々な経験を通して、公共の乗り物を自分で選択し、通えるようになった。 ・将来に向けた経験ができています。
在籍学校及び教員に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・授業が動画になっていけば、何度でも見返すことができ、自分の理解度に合わせて学習が進められる。 ・昼食で、給食か弁当か選択できるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に別室登校ができる場所があると良いと思う。 ・学校や先生によって児童生徒への対応や支援方法がばらばらであると感じる。学校が不登校支援の動きや支援の選択肢を理解し、早い段階から本人や保護者に寄り添った対応ができるように、仙台市としてマニュアルを作って学校や保護者に示してほしい。

		<ul style="list-style-type: none"> ・入学と同時に学校以外の居場所が分かると良かった。 ・教員の不登校児童生徒への理解が必要である。
仙台市の不登校対策に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の別室（ステーション）の整備が必要である。 ・小学校に人的支援がほしい。 ・民間施設等を利用している家庭に経済支援があるとよい。 ・民間施設等の評価を学校の評価に反映してほしい。 ・ステーションの状況を教育委員会が確認してほしい。 ・適応指導という名称を変更してほしい。 ・適応指導センター入級の手続きを簡単にしてほしい。
その他の意見	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・学生ボランティアを有効に活用できるとよい。心理を学ぶ大学院生が不登校児童生徒と関わる機会を作ることで、児童生徒は評価される不安なく関わるができる。 ・不登校児童生徒には「サロン」のような場所が必要。ステーションはどうしても学校内の教室である。児童生徒目線で居場所を作ることが大切。メタバース空間も活用できる。

不登校対策検討委員会 委員名簿

◎佐藤 静	宮城教育大学教職大学院特任教授
○越路 明美	仙台市不登校支援ネットワーク
石川 昌征	フリースクールだいと代表
稲田奈津子	適応指導センター親の会ボランティア
植木田 潤	宮城教育大学特別支援教育専攻教授
大橋 雄介	NPO法人アスイク代表理事
白石 和也	仙台市立中山中学校校長
三浦 潤子	仙台市立七郷小学校校長

※ ◎ : 委員長 ○ : 副委員長